

「アス→ノウ」ロゴマーク使用規程（暫定版）

令和7年12月22日

（趣旨）

第1条 本規程は、「アス→ノウ」プロジェクト（※）ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものです。

※「アス→ノウ」プロジェクトとは、農業者の減少・高齢化や耕作放棄面積の増加などの農業界の課題と、行政、地域企業及び住民との連携不足、アスリートのキャリア課題並びに収益性などのスポーツ界の課題を踏まえ、スポーツ界の課題を農業界が解決し、それにより農業界の課題も解決といった両界がWin-Winの関係となるような方策として、農業界でのアスリートの活躍の促進に向けた施策について検討を行う活動です。

（ロゴマーク）

第2条 ロゴマークは別紙「アス→ノウ」プロジェクトロゴマークガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に掲げるものとします。

（使用目的）

第3条 ロゴマークは、「アス→ノウ」プロジェクトの趣旨に賛同し、スポーツ界と農業界との連携を推進することで、両界の課題解決を実現する取組への理解と共感を深めることを狙いとした広報活動のために使用するものとします。

（使用方法）

第4条 ロゴマークの使用者は、名刺、ポスター、のぼり、チラシ、パンフレット、包装資材又はウェブサイト等でロゴマークを使用することができます。

2 ロゴマークのデザインや色等は、ガイドラインに指定しています。ガイドラインに沿って御使用になるよう、事前に必ず御確認ください。なお、ロゴマークの使用に当たって、必要に応じて条件を付けさせていただくことがあります。

（使用料）

第5条 ロゴマークの使用料は、無料とします。

（使用者の遵守事項）

第6条 使用者は、本規程及びガイドラインを遵守するとともに、第3条で規定する使用目的を逸脱したロゴマークの使用をしないよう細心の注意を払うものとします。

2 使用者は、第三者がロゴマークの著作権やその他の権利を侵害し、又は侵害しようとしている事実を発見した場合は、「アス→ノウ」プロジェクトに通知するものとします。

3 使用者は、ロゴマークの使用に関する第三者との係争、審判、訴訟等（以下単に「係争等」という。）については、対応を「アス→ノウ」プロジェクトと協議して決定するものとし、係争等に要した費用（合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む。）は、使

用者が負担するものとします。

4 使用者がロゴマークの使用に關係して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者がその損害について全責任を負うものとします。

(使用の差止め)

第7条 ロゴマークの使用に関し、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、

「アス→ノウ」プロジェクトはロゴマークの使用を差し止めることができます。

- 一 募金活動と結び付けた使用や不当な利益を上げるための使用
- 二 企業、団体等が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用又は保証をすると誤認させるような使用
- 三 法令又は公序良俗に反すると認められるような使用
- 四 第3条で規定する内容に対して不適当な記載があった場合
- 五 使用者が法令に違反した場合
- 六 前各号に掲げるもののほか、「アス→ノウ」プロジェクトが使用の継続が不適切と認めた場合

(規程の改定)

第8条 本規程及びガイドラインは、事前の通知なく必要に応じて改定される場合があります。

2 本規程の改正により使用者に不利益が生じたとしても、「アス→ノウ」プロジェクトは一切の責任を負いかねます。

(その他)

第9条 本規程に定めのない事項については、「アス→ノウ」プロジェクトが判断するものとします。

附則

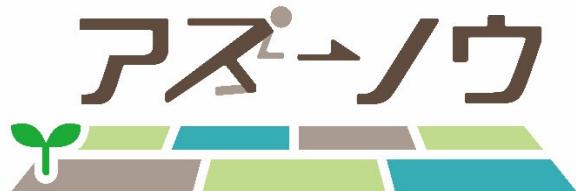
第1条 本規程は令和7年12月22日より施行する。

第2条 本規程は暫定版であり、正式版公開後、内容が変更される場合があります。

(別紙) 「アス→ノウ」プロジェクト ロゴガイドライン (暫定版)

本ガイドラインは暫定版です。正式版公開後、内容が変更される場合があります。

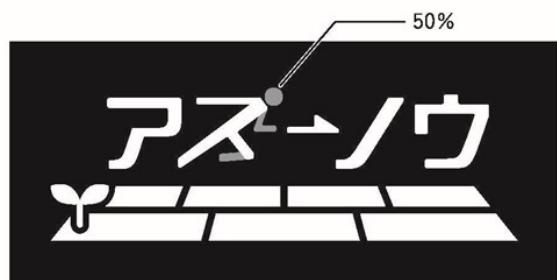
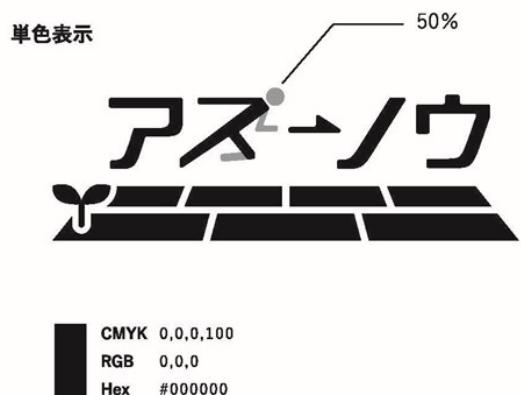
1. 基本形 「アス→ノウ」プロジェクトロゴマーク



2. カラー：どのような色で使用すべきか



3. カラー：モノクロの場合



4. 余白：ロゴの周りはどれくらい空けるべきか



5. 最小使用サイズ：どこまでのサイズで使用可能か

推奨印刷用最小使用サイズ



18mm

推奨WEB用最小使用サイズ



51pixel

6. 使用禁止例

